

人権をめぐる国際的な政策と日本の犯罪対策

寺中 誠（アムネスティ・インターナショナル日本）

2007年8月30日

1) 全般的な国際治安対策の動き

国連犯罪防止会議などの場での議論の経過

1990年代 「国際組織犯罪」が主要なテーマに

1994年 UNDPの「人間の安全保障」報告書＝「テロ」対策に言及

1995-96年 リヨン・グループ設立

1996年 G8(リヨン) 国際組織犯罪に対する40の勧告

同年、FATFも金融活動に対する40勧告（マネー・ローンダリング関係）

1997年 G8内務閣僚級会合がITハイテク犯罪対策の原則を提起

1998年 越境組織犯罪防止条約（UNTOC）起草委員会が発足～2000年条文確定。

議定書で「人身売買」、「移住者対策」を取り上げている。

事務局は、国連ウィーン本部の国連麻薬・犯罪事務所（UNODC）

2001年9.11以降、急速に「反テロ」の方向にシフト。

* 最大ドナー「米国」の傾向：

1980年代は、通常の組織犯罪対策だったが、

1992年、低強度紛争 Low Intensity Conflict の概念が導入される。

（平時における治安維持を理由とした武力介入を根拠付ける）

麻薬に対する軍事力の行使を正当化。→「反テロ」戦争

◆リヨン・グループ：(G8国際組織犯罪対策上級専門家会合)

G8各国の組織犯罪対策の上級専門家(senior experts)によって構成される政府間会合のこと。

1995年のハリファクス・サミット(カナダ)において設立が決定された。サミットによって任務と権限を付託され、サミットに作業の成果を報告することとなっている。

主な活動としては、1996年に「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」を作成したほか、法執行プロジェクト、ハイテク犯罪、司法協力のサブグループ(分科会)を設置して、具体的捜査事案から刑事法制に至るまで幅広く企画立案と政策調整を行っている。

同グループは、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、ローマ・グループと合同で会合を開催し、リヨン・グループの国際組織犯罪対策における知識・経験をテロ対策に活かすことについての検討を行っている。2002年5月には、「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の内容を見直し、国際組織犯罪対策に加え効果的なテロ対策について規定した「国際犯罪に関するG8勧告」を策定した。(警察庁ウェブサイトより)

◆G8司法・内務閣僚級会合

国際組織犯罪対策への政治的取組みを強化する趣旨でG8及び欧州連合の司法・内務大臣が出席して開催されている会合。第1回のワシントン（1997年）以降、モスクワ（1999年）及びミラノ（2001年）で開催されたほか、1998年にはテレビ会議が開催された。

同会合では、ハイテク犯罪対策、「人の密輸」対策、マネー・ローンダリング対策等について幅広く検討しており、特にハイテク犯罪対策については、ワシントンでハイテク犯罪捜査促進等のための「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」を、またモスクワで捜査目的で海外のデータへのアクセス等が必要な場合に適用されるべき原則をまとめた「蔵置されたコンピュータ・データに対する国境を越えるアクセスに関する原則」を作成したほか、一貫して官民協力の必要性を指摘している。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、国際社会が協調してテロ対策に取り組む必要性が高まったことから、2002年のモン・トレンブラン会合以降は国際テロ対策が主要な議題の一つとなり、CBRNテロ対策やテロ資金対策等各種テロ対策への取組みの一層の強化と国際的連携の拡充について幅広く検討している。（警察庁ウェブサイトより）

◆ FATF (Financial Action Task Force:金融活動作業部会)

マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット（フランス）の宣言を受けて設立された政府間会合のこと。OECDメンバー国を中心に、2005年10月末現在31か国・地域及び2国際機関が参加している。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（European Commission）、湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council（GCC）

1990年には、マネー・ローンダリング対策のために法執行、刑事法制及び金融規制の各分野で各国が採るべき措置を「40の勧告」としてまとめた。その後1996年に前提犯罪の拡大や疑わしい取引の届出制度導入の義務づけ等を含む改訂を行い、さらに2003年6月、不動産業者、貴金属・宝石等取扱業者、弁護士、会計士などへの勧告の適用等を盛り込んだ新たな「40の勧告」を策定した。

また、FATFは、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件発生後、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たすことを決定し、「テロ資金供与に関するFATF特別勧告（8の勧告）」を提言し、2004年10月には、「キャッシュ・クーリエ」に関する特別勧告を追加した。

FATFは、勧告の達成状況を審査するため、メンバー国により構成される審査団をメンバー国に派遣し相互審査を行っている。日本に対しては、1993年と1997年の2回、相互審査が行われた。

また、2000年6月以降、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の公表も行っている。（警察庁ウェブサイトより）

2) 警察における国際化

警察白書に見る「国際化」は主に二つの意味で用いられる

- a. 「外国人犯罪」対策（来日外国人犯罪の検挙状況は半期ごとに統計）
- b. 国際組織犯罪対策（リヨン・グループの一員としての活動）＝「国際捜査」
その他、日本の警察によるPKO派遣などの国際協力

2001年以降、国際化方針は、「反テロ」の方向に傾く。

「外国人犯罪」対策の重視、統計の恣意的解釈に基づく社会問題化。

国際組織犯罪対策と「外国人犯罪」テーマの強引な接続。（「組織化」など）

3) 治安対策におけるモラル・パニックの広がり

外国人と少年（しかも年少少年）をターゲットとしたキャンペーンの推進

（2003年～2005年をピークとする）

刑法犯認知件数の増大と、それによる検挙率低下を材料としての治安悪化宣伝

厳罰化＝刑の長期化を理由とする過剰収容状況を、外国人受刑者と認知件数増加に結びつける。（検挙人員、検察庁新規受理、第一審終結人員などには変化なし）

東京都と警視庁、入管の共同声明による入管政策との関係付け（世界各国の入管政策の変化と軌を一にしている）ex. Pacific Solution、EU boundary

cf. 寺中「新たな差別社会を生む「入管法改訂」」（岩波書店「世界」2006年6月）

cf. 寺中「「反テロ」を口実に広がる差別的な国境政策」（前夜8号、2006年7月）

4) 排除型社会の進展

「現代社会は、包摂型社会から排除型社会へと変化した」（ジョック・ヤング）

cf. J. ヤング「排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異」（洛北出版）

＝「リベラルな」同化政策から排除政策へ。「ポスト・フォーディズム」

グローバルな世界での新たな「貧困」と「社会的排除」の進展

G8のアジェンダにも貧困問題が重要な位置を占める。格差社会。

（アフリカのみならず、社会的排除という社会問題全般を扱う）

先進諸国における「新たな貧困」問題（＝「社会的排除」）

* 「グローバル化と社会的排除」（アジット・バラ／フレデリック・ラペール）

cf. バラ&ラペール「グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ」（昭和堂）

1980年代末～1990年代にかけての欧州委員会での議論で根拠付けられ、

UNDPなどの報告書にも、新たな貧困問題として登場。

「現代的福祉政策の失敗」→（新自由主義？）

「社会的排除」の現場としての「治安対策」

従来の包摂型社会への回帰論や、強権的政府への批判では対処しきれない、経済政策を含めた、グローバルな政策が進行している。現在の刑事・治安立法政策もその一つの表れ。